

令和6年度第3回茅ヶ崎市成年後見制度利用促進会議 会議録

議題 (確認・検討事項)	(1) 「(仮称) みんながつながるちがさきの地域福祉プラン3」骨子(案)について (2) 事業所等向けアンケート調査結果について (3) 相談事例について (4) 市民後見人の養成状況等について
日時	令和7年2月19日(水) 18時30分～20時10分
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階 D会議室
出席者氏名	(構成員) 内嶋順一、尾上美子、小野田潤、渡辺和也、大木教久、糸智仁、石田篤史、柴田勝一、茂木香代子 (欠席構成員) 高崎義裕 (関係機関等) 茅ヶ崎市社会福祉協議会(細谷事務局次長) 障がい福祉課(荒井課長補佐)、高齢福祉課(太田主査) (事務局) 地域福祉課(瀧田課長、下村課長補佐、小林主事、横山事務局次長補佐(市社協交流職員))
会議資料	次第 資料1「(仮称)みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3」骨子(案) 資料2-1成年後見制度に関する実態把握調査 資料2-2成年後見制度に関する実態把握調査(問9抜粋) 資料3相談事例 資料4市民後見人育成状況 参考資料1-1茅ヶ崎市成年後見支援センターの受理件数等について 参考資料1-2茅ヶ崎市成年後見支援センターの受理件数等について(グラフ)
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数 (公開した場合のみ)	1名

●開会

○瀧田課長

皆様こんばんは、定刻になりましたので、ただいまより令和6年度第3回茅ヶ崎市成年後見

制度利用促進会議を始めさせていただきます。本日はご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。また委員の皆様におかれましては、成年後見制度の推進及びセンターの運営に当たりまして日頃より多大なるご協力いただきまして誠にありがとうございます。

それでは本日の議題を進めて参ります。お手元の次第の通り確認検討事項として4件、その他を含めて計5件でございます。

では、議題に入る前に資料の確認を事務局よりさせていただきます。

○下村課長補佐

資料の確認をさせていただきます。

資料1 「（仮称）みんながつながるちがさきの地域福祉プラン3」骨子（案）、資料2-1 アンケート 成年後見制度に関する実態把握調査のまとめ、同じく資料の2-2として自由記載をまとめた資料

資料3 事例検討の資料、資料4 市民後見人育成状況、参考資料1-1 茅ヶ崎市成年後見支援センターの受理件数等について、参考資料1-2 茅ヶ崎市成年後見支援センターの受理件数等について（グラフ）

過不足等ございませんでしょうか。資料の確認は以上でございます。

○瀧田課長

それでは確認検討事項の1つ目として、「（仮称）みんながつながるちがさきの地域福祉プラン3」について説明をお願いします。

（1）「（仮称）みんながつながるちがさきの地域福祉プラン3」骨子（案）について

○下村課長補佐

（仮称）みんながつながるちがさきの地域福祉プラン3骨子（案）について説明をさせていただきます。

お手元に資料1をご用意ください。3月末に地域福祉推進委員会を開催して固めていくもので、現在作成中の骨子の案でございます。集計中の市民アンケート、現在実施している市内13地区の意見交換会の結果などを踏まえて、今年度末の完成を目指しています。

本日は、前回ご意見をいただきました、第二期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画の基本的な考え方、策定の方向性を地域福祉プラン3、こちらの骨子の中に組み込んだ形で、前回のご意見を踏まえて報告させていただければと思います。

まず、はじめにでは、策定の趣旨、位置づけ、計画期間を記載しております。計画策定の趣旨に関しては、これまでの取り組みを基盤に、さらに充実していけるように、地域共生社会の実現を目指していくというのがこの計画の策定の趣旨でございます。

項番2、計画の位置づけ・構成に関しては、この計画は複数の計画が合体しているものになり、市の地域福祉計画と市社協の地域福祉活動計画を一体的に策定し、さらに地域共生社会の実現に向けた取り組みを総合的に推進するという視点で、成年後見制度利用促進基本計画、新たに再犯防止推進計画、そして重層的支援体制整備事業実施計画を一体的に策定するものになっております。

その位置づけのイメージ図が、次のページの上段にある図で、みんながつながるちがさきの地域福祉プラン3が茅ヶ崎市と市社会福祉協議会に連なっており、一体的に地域福祉を推進していこうというところを図示しております。その他関連計画も含めて記載しているところでございます。その中に、成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画、重層的支援体制整備事業実施計画を含めて、図に表現しております。

項番3 計画期間としては、令和8年度から令和12年度までの5ヵ年としております。

項番4については、計画本体の中で使用する「地域」と「地区」の捉え方の説明で、「地域」は、概ね茅ヶ崎市全体を表し、「地区」は概ね中学校区程度の範囲を表しています。

続きまして4ページ、第一部、これまでやってきたこととして、社会変化、茅ヶ崎市の現状、それから前計画の振り返りを記載しています。

茅ヶ崎市の現状として、地域福祉推進のためのアンケート調査のことは集計中としています。10月から11月にかけて2000人の方にアンケートを実施し、回答が912件返ってきて、率にすると45.6%でした。

まだ集計中なので何とも言えないところではありますが、特徴的と感じたところとしては、隣近所との付き合い方に関して、現状と、今後の希望をそれぞれどう捉えているかという設問の回答として、もう少し付き合っていきたいという方の割合が多い結果でした。また、ボランティア活動の意向に関する設問があるんですけども、現状と今後の意向で比べると、今は参加してないけれども、ちょっと参加してみたいなと思っている方の割合というのがある程度あって、担い手になってくれる可能性のある方がまだまだいらっしゃるのかなというところを感じました。

また、③地域福祉を考えるワークショップを市内13地区で開催していますが、残すところあと4地区です。参加者は地域福祉の担い手の方が多い印象ではありますが、主な意見としては、居場所が大事だね、とか、様々な交流をしていくことが大事だね、情報発信が必要だねとか。あと、地域と団体、それから人と人、そういったものが連携することの必要性が、意見としては出てきているかなあというところなんです。このようなご意見を計画に活かしていきたいというところでございます。

また項番3ですが、コロナの影響がある中でつながりを作っていくこと、その重要性を再認識できたのかなというところが今回の計画、前計画の振り返りの特徴的なところかなと思っております。

続いて5ページ、こちらは地域福祉プラン2で掲げる、つながる・活動する・支え合うという3つの目標に対してどうだったかというのを振り返ったのがこちらの表になります。

取り組みの方向性として、「基本目標1つながる」では、多様性の理解啓発、居場所づくり等が挙げられています。課題としては、多様性の理解、障がいの理解はある程度進んだものの、まだ十分に浸透しきれてないっていうことや、居場所づくりではサロンなどが立ち上がったりするんですけども、なかなか継続されないことなどを挙げています。多様性の理解をさらに進めていく必要があるなという印象を受けております。

「基本目標2活動する」については、情報発信がまだまだ十分ではないとか、担い手不足が深刻化しているというところが課題として出ております。

「基本目標3支え合う」としては、支え合いの仕組みを作っていくことがこちらの目標ですが、なかなか連携がまだ十分ではない、連携したけれど情報共有がまだ足りてないということや、成年後見制度の関係として、制度自体の理解がまだまだ不十分な状況にあるとか、判断能力が不十分な方のニーズを把握するのが難しいとか、担い手不足などが課題になっているのではないかと振り返りをしています。

振り返りを経て、今後どうしていくかについては、次の6ページ、第二部これからみんなで取り組むことについてで説明します。

基本理念、基本目標に関しては、今の計画と同じものを引き継いで実施していきます。計画の展開に関して、これまでの取り組みの振り返りを踏まえて、各基本目標に向けたキーワードを取り組みの方向性として、ブラッシュアップしていきたいと考えています。

「基本目標1つながる」に関しては、つながるために必要な要素を考えると、やっぱり多様性の理解が必要です。色々な方の様々な社会環境ですとか、抱えている問題、そういったものをきちんと理解するということで、多様性の理解啓発は重要な要素なので、引き続き進めていきます。次に、出会い、つながりの支援、つながり続ける工夫ということで、基本目標である「つながり」を作るためにはまず出会うことが必要であるため、取り組みの方向性をブラッシュアップしています。

「基本目標2活動する」については、取り組みの方向性として、地域活動の活性化につながる情報発信や、地域とつながる人を増やす多様な参加の機会づくりということで、活動し続けていくために、例えば、緩く参加できる方法を模索していくとか、まずは参加してもらうために情報発信を強くしていきたいと考えております。

「基本目標3支え合う」に関しては、成年後見利用促進基本計画にも該当する部分ですけども、地域の課題に地域で取り組むことができる体制の拡充強化、それから本人・世帯を中心とした相談支援体制の充実、地域で暮らし続けることを可能とする仕組みづくりを支え合うた

めに必要な要素として方向性として表現しているところでございます。

皆さんにご意見いただきました主な取り組みのところにあります2つ目のハートマークのところですが、もともと「自分らしい暮らしを支える体制づくり」として、成年後見制度利用促進基本計画のことを表現していましたが、「自分らしい」という言葉から、「本人らしい」という言葉に変更しました。大きな変更ではないんですけれども、本人らしいという言葉にすることで、ご自身から見ても、支援者から見ても、地域の方から見ても、本人の権利擁護につながる言葉になると考え、皆様からのご意見を踏まえて、「本人らしい暮らしを支える体制づくり」と表現を改めさせていただいたところでございます。

その具体的な内容としまして、8ページに成年後見制度利用促進基本計画の骨子、前回見ていただいたものを少し抜粋して記載したものがこちらになります。

趣旨としては、判断能力が十分でない人が安心して暮らせるように支援していく体制を整備します、ということ。これまでやってきたことの振り返りとしては、成年後見制度の周知がまだまだ十分でない、チーム支援がまだまだ十分でない、市民後見人さんのバンク登録者は増えているが受任に思うように結びついていない状況がある、と振り返っております。できている部分はあるものの、できることはまだまだあるのではないかと認識しております。

施策の方向性としては、「本人らしい暮らしを支える体制づくり」ということで進めていきたいと思っております。

主な取り組みとしては、①制度の理解促進と適正な運営として、市民の方や事業者向けの出前講座をしていく、訪問も含めた相談支援をしていく、また支援チームの構築に取り組んでいくということを考えております。

②地域連携ネットワークの機能強化として、今回の利用促進会議もそうですが、支援者間での顔の見える関係を築き適切な連携を図っていきたいと考えております。

③意思決定支援の強化として、本人の意思や状況を継続的に把握して、必要な支援を行える体制づくりに取り組んでいきたいと考えております。

④担い手の確保及び育成支援として、市民後見人の養成、それから様々な機会を通じて、親族後見人の支援もやっていければと考えています。

例えばセンターに相談にいらっしゃった際などに実際に後見人になったときには、こういったこともしていくんだという具体的な後見人としての活動のことも伝えていければと考えています。

最後に、9ページの再犯防止推進計画について触れさせていただきます。「福祉的な関わりで地域社会での暮らしを支える体制づくり」として、今回新たに再犯防止推進計画を地域福祉プランの中に含める形で検討を進めているところです。

出所後に、なかなか安定した生活が築けずに抛り所になるような場所ですとか、人とのつながりがなくて、再び犯罪や非行をする人も少なくないという状況がありますので、そこを福祉的な関わりで支援していきたいと考え再犯防止推進計画を地域福祉プランの中に含めております。

具体的にどういったことをしていくかということ、関係機関や団体の支援、連携の推進というところで、保護観察所も含めて顔の見える関係を作っていくところをやっていききたいと思っております。あとは自立支援として、居住先がない人、定職につけない人に対してこちらでご用意できるものですとか、情報を提供して自立を支援していきたいというところでございます。

あとは地域における理解の促進、関心を醸成するための周知啓発活動として、社会を明るくする運動をやっておりますけれども、それだけではなくて、行政ができる周知啓発活動があれば、やっていきたいと考えているところでございます。

最後のページに関しては、計画の推進に向けてということですが、利用促進基本計画に関しては、民法の改正が控えているということでもありますけれども、社会環境の急激な変化や、法改正があれば計画の見直しを行っていきますとありますので、この部分で必要に応じて見直しを検討していきたいと考えております。

このように地域福祉プラン3の中に利用促進基本計画を含めていきたいと考えております。説明は以上でございます。

○瀧田課長

それでは今、下村の方からご説明させていただきましたが、こちらはまだ骨子案ということで、今後3月の地域福祉推進委員会でこちらが骨子として固まり令和7年度はこちらにまた様々肉付けをしていきながら素案という形で作り上げていくというところでございます。成年後見制度利用促進基本計画の案の他、今こちらの資料をご覧いただいて、確認、或いはご意見等ございましたらお願いいたします。

(特に質疑無し)

○瀧田課長

こちらの計画に関しては、来年度の利用促進会議においても、また適宜進捗状況を報告しながら、特に成年後見制度の基本計画につきましては、肉付けしていく段階でまた皆様からご意見を頂戴できればと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。それでは「(2)の事業所等向けアンケート調査結果について」を事務局よりご説明いたします。

(2) 事業所等向けアンケート調査結果について

○横山事務局次長補佐

資料2-1 ご確認いただければと思います。前回の会議ではこの実態把握調査に関するアンケートの項目についてご意見をいただきましてありがとうございました。おかげさまで調査を無事実施しまして1月14日に郵送及びメールで163の事業者、病院に調査依頼を行いまして、有効な回答としては101件の回答を得ました。回答率は62%となりました。前回の計画策定時の調査では回答率は約2割で、配布が216件で回収が50件ということでした。おかげさまである程度多数の回答が得られたのかなと思います。

実際に依頼先として、介護保険サービス関連では居宅介護支援事業所での訪問系サービス、居住系として特養、有料老人ホーム、あと包括をお願いしております。また、障がい福祉関係のサービスではグループホームや施設などの入所系と相談支援事業所に依頼をしています。医療機関では医療相談室のある5ヶ所の病院をお願いをしております。所属する部会については、それぞれ複数該当しており、1ページ目の記載とおりとなります。

問いに関する集計が2ページ以降となります。設問が5個以下のところには上位1位のところに太枠線で網掛けしております。また設問が6個以上のところには上位3位のところまでを太枠線と網掛けとしているというところになります。

問1に成年後見制度をご存じですかに関しては、当然事業者に対するアンケートなので、95%、195事業所の方が知っているという回答をいただいております。先ほどの地域福祉計画本体の方の市民アンケートの結果では集計中のアンケート状況でありますけれども、成年後見制度の内容を知っているという回答者は23.8%でした。

問2成年後見制度に関する相談を受けたことがありますかという問いに対して、該当事業所の6割ぐらいが相談を受けていただいております。

問2-2、その相談者は、親族からの相談が多く、次いで本人、支援者の順になっています。またこの支援者のところは、具体的な内容として記載をいただいております、一番多かったのはケアマネでした。

問2-3、相談内容はこういったものがというところですが、財産管理、将来準備の相談内容の多さの順でありました。我々センターの方でも相談受けておりますが、その相談傾向と通じるところがございました。昨年度相談傾向は記載の通りです。

続きまして3ページ目をご覧ください。

問2-4、先ほど2のところでは相談を受けたことがあるということで回答いただいた方に答えていただいている設問ですが、相談を受けたことがある65件に対して各機関で制度の説明をしたという回答が51件で8割ぐらいとなります。手続き支援をしたというところが4割超です。成年後見支援センターにご相談いただいた、紹介したというところが35件で、回答者の5割。ま

た他に土業の先生方や社協のあんしんセンター等をご紹介いただいているというところでした。今後も、我々センターの他必要なところに紹介いただきまして、必要なサービスに繋がるように周知を進めていけたらと考えております。

問 2-5、回答 6 で支援機関に同行したと回答した事業所の対応については、必要に応じて対応、同行をしていただいているということでご回答いただいております。

問 3、成年後見制度の利用者がそれぞれの事業者にはらっしゃいますかに関しては、回答事業所の 6 割程度は制度の利用者がいらっしゃるということで回答を得ております。

問 3-2、事業所と成年後見人等の関係については、必要なときに対応いただけているというところで、ありがたいという回答もありました。一方、回答 4 で、後見人等の対応に不安を感じることがあるとの回答もありました。この内容については、任意後見人への移行がなかなか進まない問題、グループホームの利用に関して、住まいの問題とその費用面というところでなかなかうまく対応いただけなかったということであったり、入所中の本人に関しての友人だったり、知人との面会調整というところで、本ケースはもともと金銭搾取の、課題があった中で、そこでどう対応いただくか。あとは後見の業務外のところになるかと思えますけれども、入院とか通所のところでの通院同行。そういったところでの対応で、不安・不満の意見もこの中では上がっておりました。

この中では、やはり後見人の仕事と役割でできることとできないことについての理解も事業所の方に進めていくところも必要なのではないかなと感じております。

続きまして 4 ページ目、問 4、後見制度の利用手続きの支援、どういったことをやっていたかというところでは、各事業所で本人情報シート作成、診断書の取得のための支援。もしくは専門職に繋いでいただいているという状況が見えます。また一方で、この回答 5 のその他で申し立て支援もするんですけども、その事業所での負担感ということに関してのご意見もいただいております。どうしてもケースごとに関係機関の中で色々と役割分担しながら負担というのは発生していくのですが、過度な負担にならないようにということで、その調整を行っていく必要があるのかなというふうには思っております。

問 5、制度を利用していないが判断能力が不十分で、次に当てはまる人についてということで、こちらについては、預金の引き出し、必要な書類を紛失してしまうとか、そういったことで生活に必要なことに対して、いろいろ課題が起きていることで、設問としての回答はいただいております。

続きまして 5 ページ目、問 5-2、制度を利用していないが判断能力が不十分で、次に当てはまる方がいますかということに関しての回答です。認知症、精神、知的という形での回答は記載の通りでいただいております。

問 5-3、問 5 の際、各事業所が対応したといただいておりますけれども、書類関係の各種手続き、生活に必要な支払い、あと入退院の手続きとかそういったところでご対応、本人の生活の維持のために、各種支援をいただいております。そして相談先としては、成年後見支援センターであったり、土業の先生方に相談したと対応いただいております。

こちらの課題に関して、一時的に対応しなくてはいけないというところは各事業所でございますが、やはりその状況が、本人の判断能力が不十分な状況で継続するというのであれば、やはりその課題が解決を図れるように成年後見制度等適切な対応を進めていく必要があると、そのように考えております。

回答 7、その他の部分については、生活保護、もしくは他制度へのつなぎということで、各事業所が対応をいただいております。

回答 10 に関しては、市や包括、あんしんセンターに相談をいただいております。

続いて 6 ページ目、問 5-4、こちらは問 5-3 の中で、事業所が対応することになった要因としては、親族がいない、もしくは親族がいても対応いただけなかったところが多かったです。また事業所で対応可能な範囲との回答もありました。

問 5-5、制度利用につながらなかったのはどういった理由でしょうかということに関しては、やはりご本人さんが希望しない、そして費用面の不安、または親族は希望しない、そういったところも理由としては上がっております。ただこういった部分で、本人に必要だということであれば、やはり本人、親族にアプローチを継続的にしていきながら介入のタイミング、そういったところを整理していく。継続して関わっていくということが大切であると考えて

おります。

問 6、成年後見支援センターをご存じですかということに関しては、8 割弱が事業内容を知っているというところです。ただ一方で名前は知っているけども事業内容を知りませんとか知らないという事業所も 12 件ずつあったので、そこに対して周知を引き続きやっていかななくてはならない、そのように感じております。なお今回のアンケート調査を送るときに併せて我々のセンターのパンフレットや各事業所向け出前講座の案内も同封させていただいています。そういった形で周知を進めておりますが、そこを改めて強化していかななくてはならないそのように感じております。

問 7、専門相談に関しては、概ね利用の意向はございました。ただ、まだ空き状況は結構ありますので、引き続き有効活用されるように周知を図っていかななくてはならないそのように感じております。今年度 2 月まで、11 回開催しており 1 回が 3 コマありまして、そこで一応 33 分の 29 コマが相談の対応状況になっています。令和 5 年度は枠が多かったんですけども、全体で 66 コマ中 48 コマの相談でした。若干空きがあるのできっちり活用されるように進めていきたいと思っております。

問 8、出前講座について希望するということはいくつかいただいて、検討するという回答もありますけれども、まずは、興味のある事業所にあたっていき、センターを活用いただいて、制度の理解が進むようにさせていただけたらと考えております。

以上がアンケートの集計結果を報告させていただきました。続きまして問 9、資料 2-2 をご覧ください。こちらの方は、自由記述で全部だと結構数ページにも渡ってしまうので、ある程度の事業種別に抜粋して記載させていただいているものです。少しその中から紹介させていただきます。

周知面で、わかりやすい動画とか漫画とかそういった視覚的なものがあると制度を説明しやすいのでは、というような意見であったり、急遽必要となり対応を苦慮するケースがあるということで、事前の準備とか必要性を広く市民の方に普及啓発をしていただきたい。未成年とか結構 20 代の若い方向けの事業所から、そういった方たちに将来的に制度を利用するための準備のポイントとかそういったものも、備えていただけるといいなという周知面のところでのご意見をいただいております。

また制度面で、なかなかその申立の準備から、実際に後見人が就任するまでに時間がかかるということで、利用までの時間の短縮化がどうにかありませんかというようなご意見もいただいております。また、施設入所の現場で必要性が増えている一方、ご本人さんの意思判断というところ、非常に尊厳に直結するようなデリケートな内容も包含するという中で、本人支援が適切に終結できるように、成年後見人の裁量とか役割についても議論される必要があるのではというようなご意見もいただいております。

センターへの希望として、本人拒否等の事例の共有であったり、あと身元保証サービスなどもいろいろ出ておりますが、そういった関連の情報であったり、あと実際に制度の入口の診断書取得について、普段から病院へかかっていない方だったり、なかなか適正なところにかかれないって方に関しての、医療機関の情報とかそういったものをいただけたら、との意見もいただいております。また、専門職後見人がついた中でも、チーム支援のところでサポートをいただけたら、そういったご意見もいただいております。今後法改正を見据えた中で、制度利用外での権利擁護支援に関する有効なサービス、社会資源、そういったものを開発したり、情報を把握しておく、そういったところもセンターでやっていただけたら、そういったご意見をいただいております。認知症があり、判断が難しい人に同意を得なければいけないってところがあって、支援者側として関わっているときに、なかなかちょっと手間がかかるような中で、あえて必要なのかとかそういった疑問を感じた、というご意見もいただいたりしております。以上は問 9 の自由記述から抜粋したところでお話をさせていただきました。

今回の調査を通じて、やはり関係機関向けに後見人の役割理解を進めていかななくてはならないこと。申立支援を行っていく中で我々センターも一緒に連携しながらやっていくんですけども、やはり負担感がかなりあるという感じもありますので、その軽減をうまく図りながら一緒に作っていくこと。イレギュラーな対応は継続しているもの、もしくは本人、親族による制度利用の拒否があるようなケースに関しては、やっぱり皆様と連携しながら介入のタイミングを見ていく。そういったことを丁寧にやっていくことが、改めて必要ではないかと感じてお

ります。

そのためにも、やはりこのセンターがあるということの周知をより強めていきまして、結果として一緒に連携しながら、制度が必要な方たちに対して権利擁護支援が進むように、チーム支援を作りながら対応を進めていけるようにやっていかなくてはいけない。先ほどの計画本体のところでもありましたけれども、周知強化を改めて進めていかなくてはいけないのかなと感じております。

以上、調査に関する説明とさせていただきます。

○瀧田課長

このアンケート調査につきましては、前回、設問の数ですとか聞き方も含めて様々ご意見いただいたので、少し修正させていただいた形でアンケートをとりました。今の説明で事務局としての考察ですとか、あと、もう今回の調査を通じてこういう受けとめをしているというお話させていただきましたが、皆様の方でこちらの結果ご覧いただいてさらにこういうところも強化が必要じゃないかとか、こういった分析もできるのではないかなというところでご意見がありましたらお願いいたします。感想でも結構でございますので、よろしくお願いいたします。

○柴田構成員

相談支援事業所連絡会の柴田です。ご報告いただきありがとうございます。素朴な質問なんですけど、このアンケートは今後どれぐらいのスパンで取っていくのか。

年度1回なのか。何年後かに1回なのかみたいな。取り続けるからということよりも、何か再確認の意味で、その周知をできた結果がこのアンケートに多分現れたり、現在の茅ヶ崎市の後見を必要とされる方がどれぐらいのものなのか、このアンケートを通じて把握されるのかなと思うんですけど。大体どれぐらいのスパンで取っていくのか。

○下村課長補佐

今回アンケートをやってみて、直接問い合わせにいらっしゃった事業者もいて、そこで初めてお会いしてご挨拶できたこともあったので、このアンケートを配布したということが周知に繋がったと、とらえております。

ただ、もともとはこの利用促進基本計画の改定に合わせて取っているものなので、考えていた想定としては5年に1回っていうところになってしまいます。ただ、周知啓発という意味合いで、メールでご案内するっていうことであれば、そこまで大きな手間にならないので、そういった手法も含めて期間についても検討していきたいと思います。

○柴田構成員

ありがとうございます。

○横山事務局次長補佐

今回の構成員の皆様の中でご回答いただいた方で、実際にこの回答するのに手間とかいかがあったかっていうのを少し伺いできればと思いますが、よろしいでしょうか。

○石田構成員

地域包括支援センターの石田と申します。

アンケート作りが非常に大変かなと思いましたが、今回アンケート答えさせていただくの、私がやるのはどうかなと思ったので、別の職員の、特に成年後見に関わる社会福祉士に依頼をしました。特に本当にざっくりの説明って形でさせていただいたんですけども、そのものから聞いたところ、システム連動が多くて、ちょっと答え辛かったという意見がありました。あっち行ったりこっちに行ったりっていうのがあったり、あとはその何のデータを集約したいのかがちょっとわからなくて。要するに傾向を取りたいのか、実績把握なのか、制度全体の課題を出したいのかっていうところ、何を趣旨として聞きたいのかが、ちょっとわかりづかったというご意見がありました。次回の参考になればと思います。以上です。

○横山事務局次長補佐
ありがとうございます。

○小野田構成員

社会福祉士会ばあとなあ神奈川の小野田です。

自分もアンケートの回答をさせてもらったんですけど、ちょっと前だったので、入れやすかったかどうかというのはちょっと記憶がないんですけども、この分析というか実態調査の結果を見ていて、サービスの提供事業所と相談系の事業所が混在していて、ちょっとその両方の集計結果の傾向がわかればいいのかなと思います。提供事業所と相談系だと、属性が違うというか、多分意見の内容とかも違うかなと思いますので、その辺りが少し分けられる集計ができればよかったのかなというふうに思いました。

○瀧田地域福祉課長

ありがとうございます。それでは、また何かお気づきのところとか、次のアンケート調査をどのくらいの期間でやるかという検討もそうですけども、また次に実施する際はそのアンケートの設問の内容ですとか、アンケート回答のしやすさというようなところもまた皆様からのアドバイスもいただきながら進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、(3) 相談事例についてということで、事務局よりご説明させていただきます。

(3) 相談事例について

※事例については個人情報保護の観点から、発言の詳細は議事録上割愛させていただきます。

事例1 本人の支援者等への拒否が強いケースへの介入

本人は精神科に通院していたが、本人の自己判断で中断している。パーソナリティ的な課題からトラブルが絶えず、必要な支払いもできていないため督促などが来ている。

センターでは専門相談の助言等を受けたが、医療へのつなぎ、支援の優先度、後見制度利用のタイミング等について助言をいただきたい。

助言等

- ・後見につなげる必要があるケースなのか微妙な点がある。後見人就任後、本人との関係性で支援が困難になることが想定される。
- ・無理に後見制度を利用するよりも、その他の福祉的な支援が大事なケース。
- ・言葉だけではない視覚的な説明（例えば説明に絵を用いるなど）、アプローチも考えてはどうか。

事例2 申立人（主に高齢の親や配偶者）が決断できずに申立てが進まないケース

申立人自身も高齢のため理解力・判断能力の低下がみられてきた。他に申立人となりうる親族等がないので、関係機関では手続きができるうちに備えてほしいと思っており、制度や手続きについて申立人や本人へ説明しているが、なかなか制度利用の決断ができずに申立に至らない。

センターでは、継続的に投げかけを続けているが、申立人へのアプローチ方法への工夫、後見制度利用のタイミングについて助言をいただきたい。

助言等

- ・辛抱強く説得を続けるしかない。
- ・思いが届かないことはある。本人の意向に寄り添って、気長に付き合っていくしかない。
- ・具体的な事例を提示して、イメージを持ってもらう。今のままではリスクがあることを認識してもらうことも必要。

事例3

任意後見契約は、本人に意思能力があり契約ができる前提であり、本人と受任予定者で契約内容を確認して進められる。

センターでは、士業団体の紹介、本人の選択による士業団体依頼支援、初回顔合わせの立ち合い等を行っており、それ以降は、士業と本人で進めていただくこととしている。センターでの関わりの範囲は現状の対応でよい、任意後見の相談で留意すべきポイントについて助言をいただきたい。

助言等

- ・現在のセンターの対応でよい。
- ・本人支援が中心なので、そこから外れないように。士業に相談すること。
- ・士業に相談する際、利害関係人がクリアになっていると関わりやすい。

○瀧田課長

様々なご意見ありがとうございました。また個別のご相談をさせていただくこともあろうかと思いますが、その節はよろしくお願いいたします。

次の市民後見人の育成状況について、茂木構成員よりお願いします。

○茂木構成員

市社協の茂木です。

お手元の市民後見人育成状況の資料をご覧くださいと思います。

最初にちょっと訂正をお願いさせさせていただきたいんですが、登録状況のところの2つ目のポツが、法人後見バンク登録者となっているんですが、法人後見サポーター登録者の誤りです。あと下の表の一番右第4期生の一番下なんですが、令和6年度2名受任予定と書かれているのが、4期生ではなくて3期生となります。3期生が令和5年度2名受任と令和6年度2名受任予定となりますのでそれぞれ訂正をお願いいたします。

育成状況について説明させていただきます。

「1 登録状況」は市民後見人養成講座を修了されて、認定者が今20名になっています。何名かご家庭の事情等で辞めたいという方がいらっしゃって減っている状況があります。法人後見サポーター登録者とバンク登録者はそれぞれ19名になっていて、昨年度養成講座を修了した4期生が増えておりますので、その分が増えている状況になっています。今の市民後見人の受任者数ですが現任では5名が今受任状況になっています。年度内あと2名受任予定ですので、7名に増える予定です。それぞれの1期生から4期生までの登録者数等の状況は下の表でご確認いただければと思います。

「2 受任調整」は、今年度2回受任調整会議の方を開催させていただきました。4月に日常生活自立支援事業から移行の1件は8月に審判があり、すでに今、法人後見と市民後見人の複数受任で始動しているところです。

12月に開催したものに関しましては、先週辞任許可と選任の申立てをしたので、早ければ来月には審判がおりるかなと思っております。これは両方とも法人後見からの移行ですが、そのうちの1件はもともと日常生活自立支援事業の方をご利用になっていた方が法人後見の方に移行して、今回市民後見人に移行するというケースになっています。

「3 フォロー研修」に関しては、昨年度終了した4期生に対しまして、日常生活自立支援事業の県社協が行っている初任者研修を受講していただいたのと、日常生活自立支援事業の生活支援員の方に高齢者のケースと障がいのケースとそれぞれ2ケースずつ皆さんに同行研修をしていただきました。あとは修了されている皆さんを対象に名簿登載者研修ですとか、法人後見サポーター研修の方を開催させていただきました。

その他にも市で主催されてる成年後見ネットワーク勉強会の方のご案内ですとか、県社協が今年度初めて県内の市民後見人で受任されてる方々を対象とした交流会というのを、開催しましたので、そちらへの出席案内をさせていただいています。県社協主催のものには2名参加をしました。茅ヶ崎市主催のネットワーク勉強会の方には4期生は全員出席してくださっていて、3期生までの方も何人か出てくださっています。士業の皆さんがいらっしゃるので非常に

緊張して、発言ができないというようなことをおっしゃっていますけども、なかなか普段はご意見等お聞きできない士業の皆さんと一緒にグループワークできることで、非常に勉強になっているというような感想をいただいております。

あとは市民後見人バンク登録者で受任されていない方々もたくさんいらっしゃいますので、今どういう状況にあるかとか、あとモチベーションアップに繋がればということで、市民後見人通信を発行させていただきました。

裏面、その他の取り組みと次年度に向けての意見を書かせていただいております。今年度も随時、現任の受任の市民後見人のフォローをさせていただいております。

報告書作成支援や随時相談を対応させていただいております。

今回4月から家裁の報告書の様式が変わりますので、今後は少し早めで、対応するようにしたいと考えております。あと先ほども説明させていただきましたけれども、法人後見と市民後見人の複数受任がスタートをしています。財産管理を市社協で身上保護を市民後見人という形に役割分担をして、今対応しているんですけども、複数受任が本会の方でも初めてですので、今後も次に繋がるような役割分担を整理していきたいというふうに考えております。

あと現在バンク登録者更新面談させていただいているんですけども、受任している方々だとか、これからちょっと受任を考えたいという方にお話聞いたところ、やっぱり私達の方の日常生活自立支援事業や法人後見からの移行のケースが気持ち的にも受任しやすいというような話がありました。事前の事業の支援員だったりサポーターだったりという関わりの中で、ご本人と関係構築がされているということと、本人の様子がある程度わかるということが受任のハードルを下げているように感じています。なので、日常生活自立支援事業の利用者が最近の後見制度とのぎりぎりぐらいの感じの方の相談が増えているので、日常生活自立支援事業で扱った案件を、タイミングを見て法人後見等の方に移行して市民後見人への移行を見据えた受任というところを検討しながらやっていけるといいかなと思っています。

現在の法人後見のケースですと、今の法人後見が全部で9件あるんですけども、そのうちの2件が今度市民後見人に移行するのと、1件が複数受任で受けているので、残りが6件になるんですね。そのうちの4件が市外のケースになっているのと、2件はちょっとご家族等の関係でなかなか市民後見人が単独は難しいかなって思うような感じのケースになっているので、現状のものからの移行が今難しいような状況があります。今後の日常生活自立支援事業からの移行というところの検討が必要になってくるかなと感じているところです。以上簡単ですが説明にかえさせていただきます。

○瀧田課長

ありがとうございました。質問等ありましたらどうぞ。

○内嶋構成員

1点ご質問です。複数後見で法人と市民後見人が組むということでまず要綱の変更とかされたんですか。複数後見できるような要綱になっている実施要綱とか多分あると思うんですけど。

要綱で縛ってないんでしょうか。単独でというような要綱を作ってらっしゃるところもあるので。

○茂木構成員

単独でとは要綱には書いてはなかったかと思います。

○内嶋構成員

差し支えない範囲で結構なんですけども市長申し立て案件だということで、ご本人の状況だとか、財産状況だとかってどんな感じの事件かわかりになりますか。

○茂木構成員

この方は知的障がいの方で高齢です。生活スキルは高いんですけども、理解力は低い方になっています。生活保護受給されていて、あと年金で生活されている方です。市民後見人が単独受任だと不安だというお話があったのと、いろいろと面倒見るところが増えるだろうということで、複数受任で家裁の方に申し立てをしています。

○内嶋構成員

どちらかというと市民後見人サポート型の複数みたいな感じですかね。生活保護で知的だと収入とか支出はほぼ固定されていて、財産管理もやることは生活費のお届けのところであったりとかですね。

○茂木構成員

身上監護で本当に日々のところは市民後見人がほとんど見てくださっています。報告を受けて関係機関との繋ぎ等はこちらで一緒に支援したりというところはやっていますけれども。

○内嶋構成員

伺いたかったのが、今どこも市民後見人養成したのはいいんだけど受任につながっていないということが多いんですね。事件の難易度のハードルを上げて、難しい時期も受けられるようにするっていうやり方もあると思うんですけども、それだと市民後見人が結構嫌がるとか。なるべくスムーズなものを受任したいっていう要望もあるし。それからやっぱり市民後見人ではなく士業が受けた方がよい案件もあったりするので。ではどうするんだということで結構悩んでいて、例えば士業スライドをやるとかですね、いろんな方策があると思うんですけども。今ちょっと法人後見とのセットかと。社協で身上監護もはっきりいって大変だと思うんですよ。なので Win-Win でいけるかなっていうのを、伺いたかったものですから。

○茂木構成員

そうですねこの案件に関しては非常に市民後見人に助けられています。この方は知的なので通院してもその先生が言ってらっしゃることがわからなかったりとか、いろいろなところでフォローが必要なんですけれども、要所要所で市民後見人が、先生の話がどういうものかっているのを聞いてくださったりとか、日々、結構行ったださるので、すぐに心配なところに気が付いて先回りしてフォローしてくださったりしているのです。

○内嶋構成員

財産管理と身上監護は分掌になっていますか。

○茂木構成員

両方とも同じ権限があります。申し立てのときには特段何もしてないので、カバーできるような両方できるというふうになったそうです。ただこの方が使っている銀行が窓口で下ろせるのはどちらかでなくては駄目だという縛りがあったので、社協の方でやっているっていう感じです。

○内嶋構成員

なるほど、ありがとうございました。

○瀧田課長

他よろしいでしょうか。市民後見の案件についても、またご報告ご助言をいただいていたと思います。ありがとうございます。

それでは、その他に移って参ります。委員の皆様から何かこの場で共有とか報告等ございましたらお願いいたします。

(特になし)

○瀧田課長

それでは事務局からありますか。

○下村課長補佐

長時間にわたりありがとうございます。次回の開催についてなんですけれども、まだ依頼を正式にはかけてない状況ではありますけれども、来年度も、同じようにやっていきたいと思えます。時期としては7月を予定させていただきます。詳細については、正式な構成員としての推薦依頼とともに、また別途でご案内をしていきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○瀧田課長

それでは以上をもちまして本日の会議は閉会とさせていただきます。ちょっと予定時間を少しオーバーしてしまいまして申し訳ございませんでした。

また今回が6年度最後の会議ということで、委員の皆様には6年度通しまして、センターの運営や様々な事例につきまして、ご助言ご意見いただきましてありがとうございます。引き続き7年度につきましてもどうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

以上